

「国」が実施する肥料価格高騰対策

肥料価格高騰対策事業に対するお知らせ(春肥)

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費に対する支援が実施されます。申請を希望される方は各営農センターに備えてあります申請用紙に必要事項を記入し、必要資料を添付いただき期日までに提出をお願いします。

□支援対象農業者および対象となる肥料

支援対象農業者：販売実績があり、化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むJAあいち尾東組合員（正・准・組合員家族）農業者（取組メニューについては農水省HP参照）

対象肥料：令和5年春用肥料として購入したもの、または予約等で購入が確実な肥料法に基づく肥料

春肥：令和4年11月～令和5年5月に購入した肥料

□申請期間

令和5年春肥の申請受付を以下の期間まで受け付けいたします。

【 申請期間：令和5年7月7日（金）まで（厳守） 】

□提出必要書類

申請様式は各営農センターに備えてあります。またJAあいち尾東のホームページからも申請様式を出力いただけます。

- ・肥料価格高騰対策事業参加申込書（業務方法書 様式第2-1号）
- ・化学肥料低減計画書（業務方法書 様式第2-2号）
- ・肥料購入がわかる根拠資料（領収書等の写し）
- ・肥料価格高騰対策事務に関する同意書

□申請手続き及び受付対象

申請を希望される農業者は書類一式を準備し、申請期間内にお近くのJAあいち尾東各営農センターに提出してください。なお、営農センター以外の提出及び、期間を過ぎた申請は受け付けいたしません。

※申請についてはJAあいち尾東で購入された肥料とします。（その他【お願い】参照）

□その他【お願い】

★JAあいち尾東で申請受付を行う対象は①JAあいち尾東組合員（正・准・組合員家族）及び②JAあいち尾東で購入した肥料とします。

JAあいち尾東以外で購入された肥料については購入先販売店にて申請をお願いします。

★農林水産省ホームページに最新の情報が掲載されています。概要資料や説明動画もありますので申請にあたり各自で一度ご確認くださいようお願いします。

農林水産省ホームページ（肥料高騰対策）⇒



（支援額については裏面【参考】をご確認ください）

【参考】

対象肥料（令和4年11月～令和5年5月購入）の合計金額に対する支援金額早見票

肥料購入金額	支援金額
1,000円	144円
2,000円	288円
3,000円	433円
4,000円	577円
5,000円	722円
10,000円	1,444円
20,000円	2,888円
50,000円	7,222円
100,000円	14,444円

【申請に係る契約、遵守事項】

- (1) 令和5年春肥として購入したもので、自らの農業生産に使用するものであること。
- (2) 支援金の交付を受けた後も化学肥料低減計画書の取組みを実施、継続するとともに、実績報告、中間報告、取組実施状況報告などの義務を果たすこと。
- (3) 国の財源を活用した事業のため、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿と共に交付完了の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (4) 国の会計検査院実地検査が行われる場合は、証拠書類の提出、現場確認等について協力をすること。
- (5) 虚偽の内容を申請した場合や正当な理由がなく本計画書に記載した取組みを実施していないことが判明した場合は、支援金を返還しなければならない。